

富士川町介護サービス事業経営戦略



2026（令和8）年 8月

富 士 川 町

第1章 町営介護サービス事業の現状と課題

1 富士川町の人口推計（健康長寿ふじかわプラン[平成30年策定・令和6年・令和7年・令和8年改定]参考）

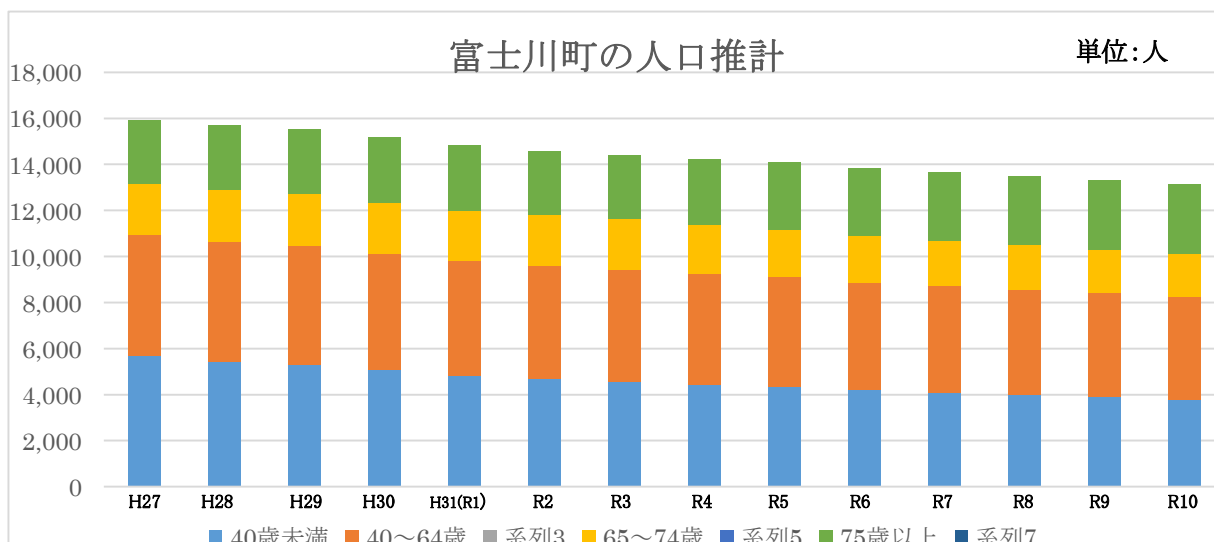
（富士川町住民基本台帳（令和8年4月1日現在）参考）

① 総人口の推移

本町における総人口は2015（平成27）年度以降減少傾向にあり、今後も減少傾向が続くものと見込まれています。40歳未満、40～64歳（2号被保険者）、65～74歳（前期高齢者）が減少していく中、「団塊の世代」が後期高齢者になる2025年以降に向けて、75歳以上（後期高齢者）は増加すると見込まれます。

	実績（第6期）			実績（第7期）			
	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度 (令和1年度)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度
総人口	15,946	15,688	15,512	15,171	14,855	14,588	14,409
40歳未満	5,700	5,443	5,315	5,083	4,832	4,682	4,557
40～64歳 2号被保険者	5,243	5,209	5,141	5,032	4,973	4,892	4,848
65～74歳 前期高齢者	2,223	2,243	2,260	2,220	2,196	2,251	2,238
75歳以上 後期高齢者	2,780	2,793	2,796	2,836	2,854	2,763	2,766

	実績（第8期）		実績（第9期）		推計（第9期）	推計（第10期）	
	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度
総人口	14,213	14,083	13,833	13,665	13,497	13,327	13,151
40歳未満	4,444	4,342	4,208	4,103	4,024	3,930	3,804
40～64歳 2号被保険者	4,799	4,759	4,684	4,625	4,558	4,492	4,429
65～74歳 前期高齢者	2,137	2,074	1,993	1,956	1,914	1,882	1,898
75歳以上 後期高齢者	2,833	2,908	2,948	2,981	3,001	3,023	3,020

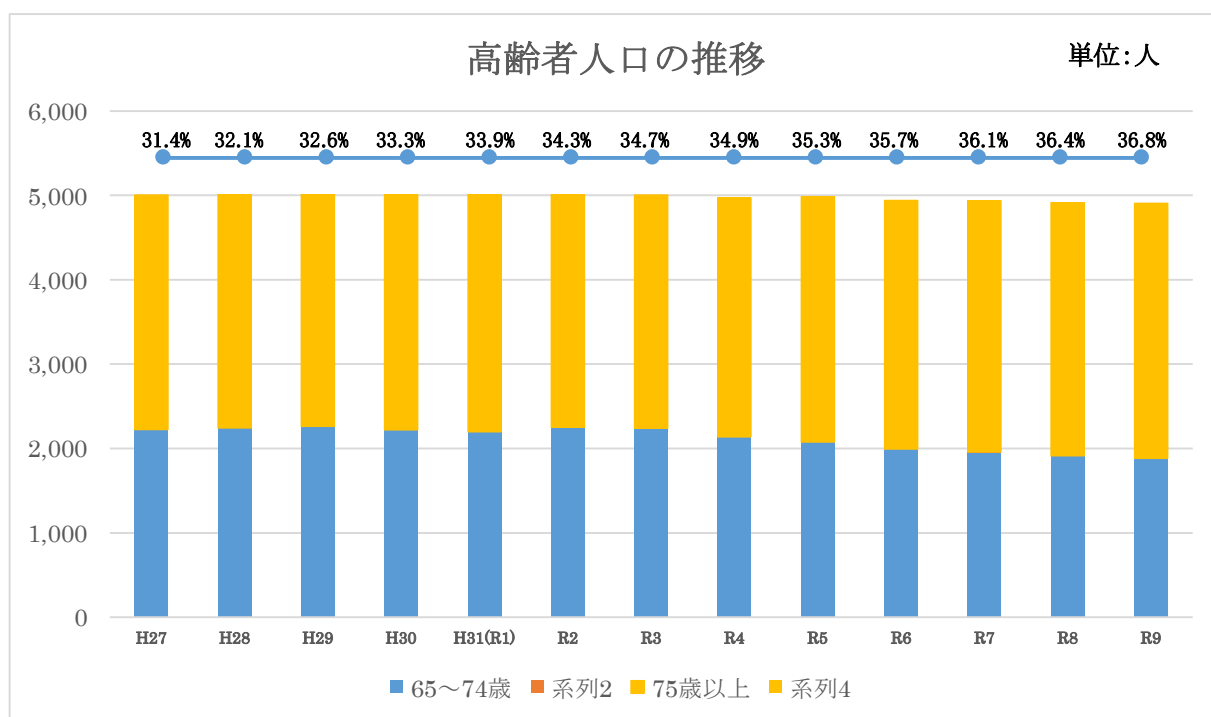


②高齢者人口の推移

高齢者人口も2018（平成30）年度以降は緩やかに減少に転じるものの、総人口が減少していることから、高齢化率は上昇し、第8期計画最終年度で35%台という約3人に1人が高齢者という状況となりました。2004（平成16）年以前は後期高齢者人口より前期高齢者人口が多かったものの、2005（平成17）年に逆転して以降、前期高齢者人口より後期高齢者人口が多くなっており、高齢者人口に占める後期高齢者の割合も増えています。第9期介護保険事業計画最終年度の2026年度（令和8）には、総人口13,497人に対し、高齢者人口は4,915人（前期高齢者1,914人、後期高齢者3,001人）で、高齢化率は36.4%に達すると推計されます。

	実績（第6期）			実績（第7期）			
	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度 (令和1年度)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度
65～74歳	2,223 44.4%	2,243 44.5%	2,260 44.7%	2,220 43.9%	2,196 43.5%	2,251 44.9%	2,238 44.7%
75歳以上	2,780 55.6%	2,793 55.5%	2,796 55.3%	2,836 56.1%	2,854 56.5%	2,763 55.1%	2,766 55.3%
高齢者人口 高齢化率	5,003 31.4%	5,036 32.1%	5,056 32.6%	5,056 33.3%	5,050 33.9%	5,014 34.3%	5,004 34.7%

	実績（第8期）		実績（第9期）		推計（第9期）	推計（第10期）
	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度
65～74歳	2,137 43.0%	2,074 41.6%	1,993 40.0%	1,956 39.6%	1,914 38.9%	1,882 38.4%
75歳以上	2,833 57.0%	2,908 58.4%	2,948 60.0%	2,981 60.4%	3,001 61.1%	3,023 61.6%
高齢者人口 高齢化率	4,970 34.9%	4,982 35.3%	4,941 35.7%	4,937 36.1%	4,915 36.4%	4,905 36.8%



2 富士川町の要介護認定者数の推計 (健康長寿ふじかわプラン[平成30年策定] 参考)

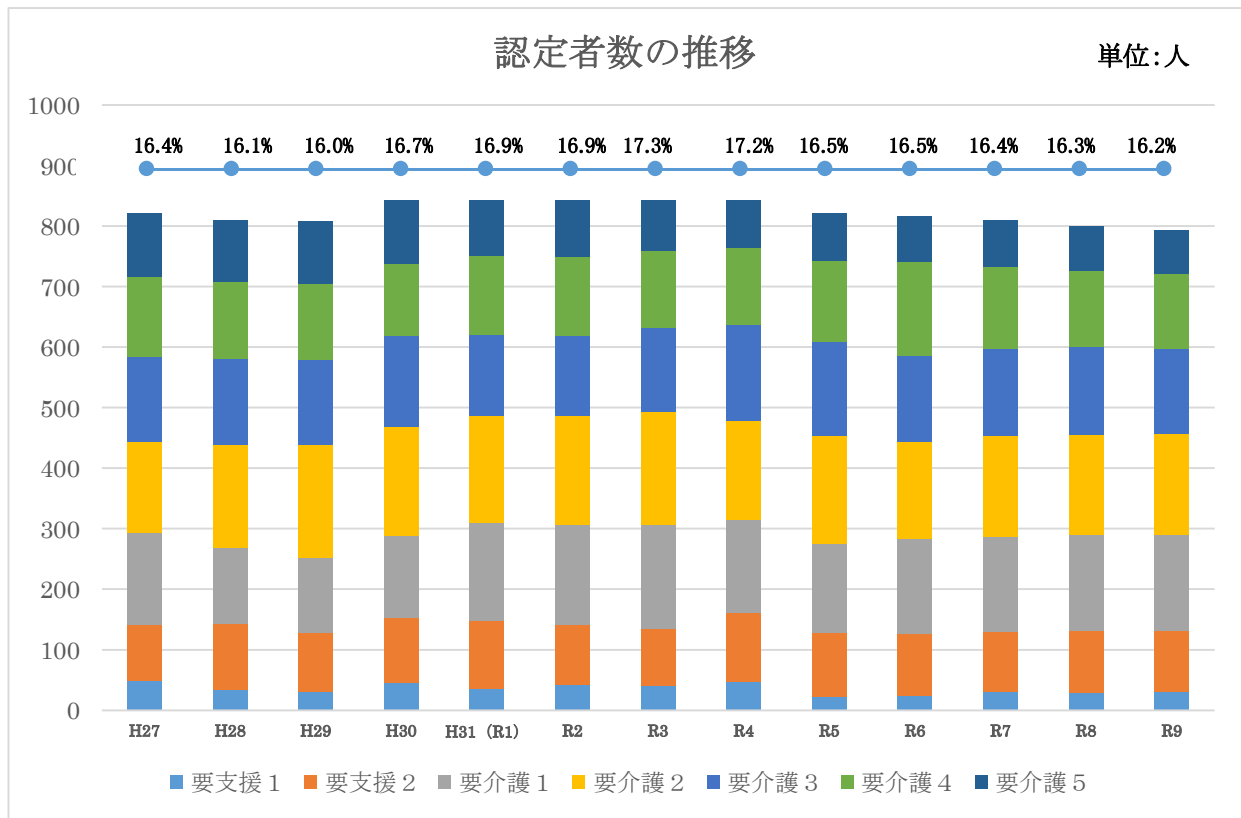
(COKAS集計データ[令和6年見直し]参考) _____

①要介護等認定者の推計

本町における要介護等認定者数は、第10期介護保険事業計画の令和9年度までは微減で推移すると見込まれています。要介護度別でみると、全体的に減少傾向にあります。また、高齢者人口に対する認定率も、第9期介護保険事業計画以降も微減で推移すると見込まれています。

	実績（第6期）			実績（第7期）			
	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度 (令和1年度)	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度
要支援 1	48	34	30	46	36	43	41
要支援 2	94	108	99	107	113	98	93
要支援計	142	142	129	153	149	141	134
要介護 1	151	127	123	135	160	165	173
要介護 2	151	169	186	180	178	180	186
要介護 3	140	143	141	151	133	133	138
要介護 4	132	128	126	119	130	129	129
要介護 5	104	101	103	108	104	99	106
要介護計	678	668	679	693	705	706	732
合 計	820	810	808	846	854	847	866
認定率	16.4%	16.1%	16.0%	16.7%	16.9%	16.9%	17.3%
高齢者人口	5,003	5,036	5,056	5,056	5,050	5,014	5,004

	実績（第8期）		実績（第9期）		推計（第9期）	推計（第10期）
	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度
要支援 1	48	22	24	30	29	31
要支援 2	113	107	103	99	102	101
要支援計	161	129	127	129	131	132
要介護 1	153	146	156	158	159	158
要介護 2	165	179	161	167	166	166
要介護 3	158	154	141	144	144	142
要介護 4	127	135	155	135	126	123
要介護 5	91	78	75	76	74	72
要介護計	694	692	688	680	669	661
合 計	855	821	815	809	800	793
認定率	17.2%	16.5%	16.5%	16.4%	16.3%	16.2%
高齢者人口	4,970	4,982	4,941	4,937	4,915	4,905



3 富士川町の高齢者福祉と介護における課題

本町の総人口は、65歳未満人口減少の影響などをうけ、すでに減少を続けています。そのうち、高齢者人口は増加を続けており、2014（平成26）年に高齢化率が30%を超えました。第7期介護保険事業計画期間から、高齢者数は減少に転じると予測されていますが、65歳未満人口の減少数が大きく、その影響を受け高齢化率は今後も上昇を続け、第9期介護保険事業計画最終年の2026年度には36.4%に到達すると予想されています。

また、65歳以上人口の内訳を見ても、後期高齢者である75歳以上の割合は半数を超えています。年齢別の認定率を見ると、80歳を境に高くなる傾向があるため、後期高齢者率の増加は、本町の高齢者福祉に大きな影響を与える一因となります。人口が減少する一方、世帯数は増加しており、高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、核家族化の進行は顕著になっています。それに伴い老老介護や認認介護の占める割合、介護と子育ての両立、介護の為に仕事を辞めざるを得ない介護離職などの問題が出てきています。家族構成や経済状況により家族が介護できる力も異なるため、在宅介護を行う家族が、介護に不安を感じることなく、安心して在宅介護が続けられるように実情に合った介護支援が求められています。

2026（令和8）年1月に行った介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、自分や家族が日常生活上の支援が必要になった時に地域の人に求める支援として、「通院や施設への送迎」、「買い物の手伝い」、「掃除・洗濯・炊事」等が挙げられ、高齢者の移動手段の確保や日常生活の中の一部の支援が必要となっています。

また、在宅介護実態調査では、現時点で施設への入所・入居は検討していない方が全体の約65%を占めており、多くの方が在宅生活を望んでいる傾向にあります。在宅生活を継続していく中で必要と感じる支援・サービスについては、「見守り・声かけ」、「外出同行（通院・買

い物など)」、「配食」等が上位を占めています。

また、要介護状態となる疾病要因の一つに認知症（アルツハイマー病等）があげられ、国においても認知症予防施策が重点施策として位置付けられています。認知症は家族・本人の不安や家族の負担に繋がります。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においても、高齢期を快適に暮らすために重要な施策として「寝たきりや認知症にならないための予防対策」をあげる方が多くいます。町では、認知症の方々を支えるサービスとして、「ゆずカフェ（認知症カフェ）」等を行っており、今後充実した方が良いサービスとして、「認知症について相談できる窓口の充実」、「地域の見守りや声かけ」、「認知症の正しい知識を学ぶ講座の開催」等が挙げられています。2017（平成29）年10月からは、峡南5町で1か所、認知症初期集中支援チーム（医師や看護師、保健師、社会福祉士等による）を設置し、地域包括支援センターと連携して早期に専門的な支援ができる体制を構築していますが、更なる早期発見・早期対応、認知症の正しい知識の普及、地域全体で見守る体制づくりが重要となっています。

なお、町では、2026年度（令和8年度）から介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス・活動B（住民主体型）事業」を実施し、「通所型サービス・活動C（短期集中型：リエイブルメント）事業」については、令和8年度中に実施できるよう準備を進めています。こういった介護予防事業を行うことで、地域出の支え合いや本人の意識改革を行い認知症等を抑え、できるだけ在宅生活を継続できるように事業を進めていきます。

4 富士川町の介護サービス事業の経営

町運営の介護サービスは、社会福祉協議会に委託している通所介護サービスで、富士川町増穂デイサービスセンターと通所型サービスAがあります。2017（平成29）年度からは、介護予防通所介護が地域支援事業の総合事業に移行し、2018（平成30）年度から、総合事業の基本チェックリスト対象者や要支援1、2の方を対象にした、通所型サービスAがはじまりました。

デイサービス事業は2026（令和8）年4月で総従業員数は10人となっています。そのうち、経験年数5年以上の従業員の割合が100%となっています。また、通所型サービスAの総従業員数は2人で経験年数5年以上の従業員の割合は100%です。

2025（令和7）年度介護サービス事業特別会計の歳入は56,424,130円であり、歳出は55,375,559円で歳入歳出差引額は1,048,571円の黒字となりました。しかし現在、デイサービスの利用者は減少しています。

通所介護サービス及び予防通所介護サービスの運営については、町と社会福祉協議会で分析・検討し、令和8年12月末で事業終了となります。令和9年度から町直営の介護サービス事業は、通所型サービス・活動A（わかがえり道場：デイサービス）のみとなることから、町としての経営の健全化に繋がっていくと想定されます。

また、だれもが住みやすいまちづくりの実現には、地域包括ケアシステムの推進が重要となっており、その中心となる地域包括支援センターの機能強化が大切になります。地域包括支援センターの運営は、町の介護・福祉行政の一翼を担うことから公平・中立を視点とし、地域の特性や実情を踏まえた柔軟な運営が求められます。運営にあたっては、関係者、被保険者等を交えた富士川町地域包括支援センター運営協議会を設置し、業務などについて協議しています。

第2章 経営の基本方針

1 富士川町増穂デイサービスセンター

通所介護施設（デイサービスセンター）において、入浴、排せつ、食事などの介護や、その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練などを、日帰りで行っています。介護予防通所介護は、2017（平成29）年度より地域支援事業の総合事業に移行しています。

特色としては、社会福祉協議会の公益性を活かし、利用者を選択することなく、幅広く受け入れをしていることや年間約300日営業していること、温泉を利用しての入浴サービスを実施などがあります。利用定員は、40人と県平均の17.8人を上回っています。すべての介護度で利用があり、利用者の多いサービスでもあることから、事業終了の令和8年12月末まで、適正な利用と効果的な運営を目指します。

2 通所型サービスA（若返り道場）

2018（平成30）年4月から、若返り道場において、筋力低下の予防や認知症予防のサービスを日帰りで行っています。

特色としては、基本チェックリストに該当しサービスが必要と判断された方または要支援1、2と認定されている方及び継続利用要介護者に対し、心身共に自立した日常生活が送れるようサポートしています。

利用定員は1日20人で、策定した平成30年度から令和7年度までで、利用者は年々減少しています。しかし、町が力を入れている介護予防のために必要なサービスであることから、今後も利用者のニーズを踏まえ、営業日や開催場所等を検討し実施していきます。

3 地域包括支援センター

地域における身近な相談窓口としての役割を果たすべく、地域住民への周知に努めます。

同時に、地域包括支援センターの機能強化のため、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等の3職種を確保し、専門知識や技能を活かし、介護予防を中心に、要支援認定者や一般高齢者、その家族等を含め、一人ひとりに合った個別サービスのコーディネート等を進めるとともに、各種サービスや地域住民の活動を結びつけ、地域のネットワークづくりを促し、地域住民の主体的な介護予防活動や地域の介護力向上を図っていきます。

また、地域包括ケアシステムを推進するための中心的役割を担えるよう、実施している各種施策の進捗管理と評価を町でも行い、効果的な運営を目指します。また、評価に応じて、必要な施策が確実に実施できるように、職員配置体制も検討していきます。

第3章 計画期間

2018（平成30）年度から2027年度（令和9）年度まで10年間とします。

計画期間内であっても、健康長寿ふじかわプラン（富士川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画）の見直しや介護報酬改定等の行財政状況、社会情勢等により経営環境に変化があった場合は、本計画を見直しするものとします。

年度											
2018 平成30	2019 平成31 令和1	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11
富士川町介護サービス経営戦略											
健康長寿ふじかわプラン 第3次 高齢者福祉計画 第7期 介護保険事業計画			健康長寿ふじかわプラン 第4次 高齢者福祉計画 第8期 介護保険事業計画			健康長寿ふじかわプラン 第5次 高齢者福祉計画 第9期 介護保険事業計画			健康長寿ふじかわプラン 第6次 高齢者福祉計画 第10期 介護保険事業計画		

第4章 投資・財政計画（別紙）

第5章 効率化・経営健全化の取組方針

1 組織、人材、定員、給与に関する事項

これまで公営企業は住民生活に必要なサービスを提供する役割を果たしてきました。近年の厳しい財政状況に鑑み、将来にわたって公共の福祉を維持していくために、本町にあった経営の在り方を、絶えず見直していくことが必要不可欠です。そのため、介護サービス事業の組織について、効率的且つ効果的な事務・事業が運営できるような事業組織を目指します。

地域包括支援センターにおいては、福祉に関する職務経験をもつ人材に条件を絞る等、職員の配置要件を厳格化します。

介護サービス事業は人的依存度の強い事業です。介護サービス事業を推進するために、サービスに携わる人材の育成や安定的な確保がたいへん重要であることから、介護保険サービス事業者の人材育成のための研修会や人材不足の解消に向けた支援等を実施します。また、町民、ボランティア、児童、学生などを対象にした福祉に関する講座・啓発などを行い、長期的な観点から幅広く人材の育成を図っていきます。その上で、人材確保と維持にむけ、非常勤職員の処遇改善など抜本的な対策を検討していく必要があります。

2 広域化に関する事項

特になし

3 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

今後^も、民間事業者の経営手法やコスト比較などの調査・研究を行い、事務及び事業の効率化と簡素化に努めながら事業を実施していきます。

4 その他の経営基盤の強化に関する事項

町民の要望に合わせて営業日や営業時間を検討するなど、利用者の確保に努めます。

また、経営基盤の強化のためには、人材育成が必要なため、介護職、看護職及びリハビリ専門職等に対し、研修への積極的な参加やケア会議等による人材の資質の向上に努めます。

さらに、地域の福祉関係機関・団体等と連携し、地域住民やボランティアの方々に支援していただけるような体制づくりに努めます。

5 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

現時点では、介護サービスに係る経費はすべて介護報酬等で賄えているため、資金不足に至っておりません。

また、令和8年12月末で通所介護サービスと予防通所介護サービスの提供は終了となることから資金不足に至ることは想定していません。

6 資金管理・調達に関する事項

現在のところ検討していません。

7 情報公開に関する事項

介護保険で受けられるサービスや高額介護（高額居宅支援）サービス費、事業計画（健康長寿ふじかわプラン（富士川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画））など介護にかかわる情報について、広報等を通じて幅広く公表に努めています。事業計画、予算、決算等の管理運営実績を評価し、今後も町の広報やホームページ等を通じ情報公開に取り組みます。

8 その他重点事項

●事業の意義、提供するサービス自体の必要性

高齢者人口・高齢化率の増加、家族構成や経済状況の変化により、介護サービスの需要は今後も高まると考えます。また、利用者本人や家族の実情に合ったサービス提供が必要です。

●公営企業として実施する必要性

住民が住み慣れたまちで、安心して暮らせる地域づくりを推進するためには、高齢化の進行や、福祉ニーズの多様化に対応した在宅介護事業所の役割は大きいと考えます。現在、町運営の介護サービスとして、社会福祉協議会に通所介護を委託しています。社会福祉協議会の公益性を活かし、利用者を選択することなく、幅広く受け入れをしております。令和9年1月以降は、通所型サービス・活動A（わかがえり道場：デイサービス）のみとなりますが、迅速かつ平等なサービスの展開を図ります。

超高齢社会が進む中、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組むとともに、健康長寿ふじかわプラン（富士川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画）との整合性を図り、介護サービス事業の充実に努めます。